

(報告書)

南北朝期における喫茶の実態に関する考察

島崎綾子

(武蔵野大学大学院文学研究科日本文学専攻博士後期課程)

1. 研究目的

日本における喫茶の研究は様々な視点から行われており、多くの研究成果の蓄積がある。しかし、南北朝期の喫茶についてはこの時期に流行をみた闘茶に関する研究のほか、通史の中で触れられるにとどまっているのが現状である。また、史料の整理もなされておらず、当該期の喫茶に関する史料がどの程度あるのかについても把握されていない。闘茶についても十分に検討されているとはいえず、織豊期や江戸期といった他の時期に比べると明らかにされていることが少ない。この現状を踏まえて、当該期の史料である『師守記』の喫茶に関する記事を検討した。その結果、闘茶とされていた「巡茶(茶巡)」と記される喫茶形態は、闘茶ではないことを明らかにすることができた。この成果から、当該期の史料の詳細な検討を行なうことによって、喫茶の実態を詳らかにできるのではないかと考えた。

本研究では、当該期の日記・記録類、古文書の喫茶に関係する史料を蒐集し、分析することでその実態を明らかにすることを目的とする。中心とする史料は『師守記』、『看聞日記』、『祇園社家記録』とし、すでに史料蒐集を終えている『師守記』には、喫茶以外にも茶に関連する記事として贈答や茶摘み等が散見されるため、他の史料でも同様の内容が記されている可能性は大いにあり得るが、これらについては今後の研究に俟ちたい。なお、『看聞日記』は当該期よりも少々下るが、『師守記』の喫茶との関連が考えられるので、検討史料に加えることとする。

本研究は、これまで多くの研究がなされてきた織豊期や江戸期ではなく、先行研究においてあまり顧みられてこなかった、いわゆる茶の湯以前とされる南北朝期の喫茶に焦点を当てていることが特色であるといえる。不明点が多く、研究がそれ程進んでいない当該期の喫茶に関する考察をおこなうことは、喫茶文化史の研究促進に大いに寄与するという点で意義があるといえる。

2. 研究方法

本研究は、史料に基づき当該期の喫茶の実態について明らかにすることを目的としているため、まずは喫茶に関する史料の蒐集が必要となる。今回調査対象とする史料は①『師守記』、②『看聞日記』、③『祇園社家記録』、④『園太暦』、⑤『空華日用工夫略集』、⑥『後愚昧記』であるが、史料④～⑥は翻刻された史料集等を入手し、関係史料を抽出・整理する。そして、それぞれの史料の精査および分析を行うこととする。

史料蒐集が終わっている①、および蒐集段階にある②・③については、原史料との正確な照合から実施する。④～⑥も含めて、これらの史料はほとんどが翻刻されているが、決して誤植がないとは言い切れない。各史料のだいたいの内容が分かればいいわけではなく、一字一句まで正確に読み取ることが必要不可欠であるため、史料批判を徹底する意味で、所蔵先での現地調査や公開しているデータベースを用いて原史料との照合を行うこととする。

3. 研究成果・考察

本研究にあたっては、南北朝期の記録である『師守記』、『祇園社家記録』、『園太暦』、『空華日用工夫略集』、『後愚昧記』から喫茶に関する史料を抽出し分析を行った。その結果、『師守記』と『祇園社家記録』がそれぞれ100件以上の茶に関する記事を有していたのに対し、残りの記録にはほぼ記事がなく、特に喫茶に係る記載はないことがわかった。

上記の結果を踏まえて、まずは『師守記』と『祇園社家記録』の喫茶記録を整理する。

・『師守記』の喫茶記録

茶に関する史料総数は134件であり、具体的には喫茶、贈答、穀倉院関連であった。そのうち喫茶に関する記事は80件あり、巡茶、十服茶などの闘茶、茶会、羞茶(もてなしの茶)に大別できる。

・『祇園社家記録』の喫茶記録

史料総数は133件であり、喫茶と贈答に分けられる。喫茶関係記事120件のうち、十種茶・百種茶などの闘茶が最も多く、そのほかは『師守記』同様茶会やもてなしの茶であった。

続いて、巡茶についてみていきたい。巡茶は、管見の限り、『師守記』にのみにみられ、従来当該期の特徴である闘茶の一種として考えられてきた喫茶形態である。しかし、これまでの研究成果によって、闘茶ではないことを明らかにすることができた。ではなぜ闘茶の一種とされたのであろうか。原因は『看聞日記』の順事茶会との混同されたことによるのではないかと考えられる。そこで、今一度巡茶について整理し、順事茶会との比較を行うこととする。

・巡茶の実施

貞治二年閏正月廿二日から同年二月八日までと、貞治四年四月一日から十五日までほぼ毎日行われている。途中半年以上の欠損があるが、貞治三年の記事に巡茶はみえない。

・巡茶の史料

1、貞治二年閏正月廿一日条

廿一日、壬辰、天晴、今日有巡茶、家君被始之、近日茶難得、常住茶払底之間、眞實許巡也、（後略）

2、貞治二年閏正月廿二日条

廿二日、壬巳、天霽、今日茶巡、予懃之、（後略）

3、貞治二年閏正月廿九日条

廿九日、庚子、天晴、自今曉予風氣聊小減之、（中略）

今日家君違例以後、始令出々居給、巡茶有之助教殿被懃仕之（後略）

4、貞治二年二月三日条（頭書）

三日、癸卯、天晴、時正初日也、予精進、（中略）今日巡茶音博士師興懃之、

5、貞治二年二月四日条（頭書）

四日、甲辰、天霽、自今日予別行、（中略）今日巡茶宗左衛門入道頼惠勲仕之、（後略）

6、貞治二年二月五日条

五日、乙巳、天晴、（中略）

今日巡茶善覺勲之、

7、貞治二年二月六日条（頭書）

六日、丙午、天陰、巳斜以後雨下、未剋聊休、申剋以後降雨、終夜甚雨、（中略）

「今日巡茶國尚勲之、」（後略）

8、貞治二年二月七日条（頭書）

七日、丁未、天陰、巳剋以後屬晴、（中略）今日巡茶延兼勲之、（後略）

9、貞治四年四月一日条（頭書）

一日、己丑、天晴、（中略）今日茶巡、善覺勲仕之、（後略）

10、貞治四年四月二日条

二日、庚寅、天晴、（中略）今日茶彈正忠延兼勲仕之、

11、貞治四年四月三日条

三日、辛卯、天晴、酉始降雨、入夜終夜雨下、（中略）今日茶巡大炊允國隆勲仕之

12、貞治四年四月四日条

四日、壬陰、今日茶巡、家君御沙汰也、（後略）

13、貞治四年四月五日条

五日、癸巳、天陰、酉斜小雨灑、今朝家君有同車予以下、被渡穀倉院、被摘茶、初度也、（中略）「今日茶巡延引、（後略）」

14、貞治四年四月六日条

六日、甲午、天晴、今晚卯剋小雨下、無程休、酉斜已後小雨下、終夜不絕、（中略）

今日茶巡、予勲仕云々、（後略）

15、貞治四年四月七日条（頭書）

七日、乙未、天晴、（中略）今日茶巡、助教殿懃仕之、（後略）

16、貞治四年四月八日条（頭書）

八日、丙申、天陰、巳剋以後雨下、終日甚雨、入夜終夜不絶、
（中略）今日茶巡、縫殿口被懃仕之、（後略）

17、貞治四年四月九日条（頭書）

九日、丁酉、天陰、降雨、未斜休、酉剋已後猶雨下、終夜不絶、（中略）
今日茶巡、師豊懃仕之、（後略）

18、貞治四年四月十日条（頭書）

十日、戊戌、天陰、（中略）今日茶巡、音博士懃仕之、（後略）

19、貞治四年四月十一日条（頭書）

十一日、己亥、朝間陰、午剋以後晴、（中略）
今日巡茶、頼惠番也、而沙汰替國隆之間、懃仕之、（後略）

20、貞治四年四月十二日条

十二日、庚子、天晴、今日被摘院茶、如先々家君以下被渡之、頼惠調之、三斤余有
之云々、（中略）今日茶巡延引、

21、貞治四年四月十三日条（頭書）

十三日、辛丑、天陰、未剋以後降雨、（中略）今日茶巡、善覺懃仕之、（後略）

22、貞治四年四月十四日条

十四日、壬寅、天陰、終日降雨、入夜休、今日茶巡、延兼懃仕之、（後略）

23、貞治四年四月十五日条（頭書）

十五日、癸卯、天晴、今日予精進、及晚魚食而已、（中略）
□茶巡、頼惠懃仕之、今日結願也、

・巡茶の担当：十二人

「家君」師守父・師右を指すが、没後（康永四年二月六日）は兄の師茂を指す。家長
を示す語と考えられる。よって、先にあげた史料はすべて兄師茂である。

「予」師守

「助教殿」中原師秀、師秀は兄師茂の子

「師興」中原師興、音博士、小外記を歴任

「宗左衛門入道頼恵」中原家青侍・惟宗家国、頼恵

「善覚」中原家青侍、六車御稻雜掌

「國尚」和泉掾清原国尚

「延兼」中原家青侍清原延兼

「忠兼」藤原忠兼

「國隆」大炊允源国隆を指す

「縫殿権助」中原師有、兄師茂の子

「師豊」師守の子、穀倉院別当、大外記、局務を歴任

以上、巡茶についてまとめたが、考察の前に鬪茶の定義を確認しておきたい。鬪茶の先行研究における定義は、概ね①茶の飲み比べをしていること、②賭け事を伴っていることに集約できる。本研究においては、①②の両方、もしくは片方を含むものを鬪茶と位置づけ、どちらも含まないものに関しては非鬪茶とした。したがって、巡茶は茶の飲み比べも賭け事も伴わないので、鬪茶ではないと考えられる。

続いて、鬪茶とされた原因を考察していく。巡茶が鬪茶とされてきた要因の一つは、先に述べたように順事茶会と似ていることが挙げられるのではないかと考えられる。順事茶会は順事茶、順事回茶などさまざまな表現がなされ、それぞれがどのような喫茶形態なのか端的に示す史料は見当たらないが、少なくとも懸物を伴う「回茶」は鬪茶といってよい。そのため、「巡茶」も鬪茶と見なされたのではないかと考えられる。

また、初見記事である貞治二年閏正月二十一日条に、「廿一日、壬辰、天晴、今日有巡茶、家君被始之、近日茶難得、常住茶拵底之間、眞實許巡也、（後略）」と記されるのを、「このころは茶を手に入れるのが難しいため、家君（師守の兄・師茂）が親しい者の許を順番に巡って茶を飲むことを始めた」と解し、遊技的な側面が強いと

考えてきた。しかし、『看聞日記』に記される「順事茶会」と比較検討したところ、単なる遊びではなく、習慣化されていた可能性も考えられることが分かった。根拠とした『看聞日記』のふたつの記事を確認したい。

①永享六年八月廿二日条

(前略) 且法滅可驚、順事(茶)此間中絶

②永享六年十一月十四日条

(前略) 去夏、茶事未終、愚頭于今延引、今日張行、

①・②の史料から、本来夏に終わるものが、事情あってできなかったのも、冬に行っていることがわかる。ただの遊びであれば、わざわざ延期して行う必要はない。巡茶と順事茶会はよく似ており、共通点としては、①頭役が決められている、②青侍などの家人も同席している点が挙げられる。現時点では両者の関連について確かな史料的根拠がないため、断定はできない。しかし、二つの史料の比較によって新たな可能性が指摘できたことは大きな成果といえるであろう。

なお、巡茶にかかわった人物については、親族を中心として、家人も頭役となっていることがわかる。現時点で具体的にどのような形式の喫茶であったのかは不明だが、関係する人物の詳細について一定程度明らかにすることができた。

最後に、雲脚についてふれたい。これは茶の名称であるが、当該期を含めた中世のみに使われたものである。悪茶が定説とされてきたが、近年贈答に使用されたことなどを理由として、高級茶の可能性も指摘されている。『師守記』『看聞日記』には雲脚の語が多数みられるため、先行研究の整理とともにそれぞれの記事の詳細を検討し、実態を明らかにしていくこととする。

・先行研究の整理

①雲脚＝悪茶

村井康彦『茶の湯の歴史』（淡交社、1973）ほか多数
→「雲脚、悪茶名也、言茶泡早滅、如浮雲脚早過去也」（『下学集』）を根拠とする

②雲脚＝高級茶

張建立『茶道と茶の湯』（淡交社、2004）

→『師守記』や『看聞日記』などの、「雲脚」を所望したり、賭けをして勝った方に飲ませたりといった記述を根拠とする。悪茶の扱いはないとする論。

・『師守記』貞治二年二月二十五日条

乙丑、天晴、今朝家君密参北野社給、予同道申之、音博士師興・宗左衛門入道頼恵・和泉左衛門尉國尚・大炊允國隆等被召具之、覚一檢校并弟子行一・明一等有平家、社僧座北面着座、其後千本并勸修寺一品・日野左大弁宰相忠光卿宿所花歴覽之、於一条万里小路辺補飢之後、於三宝院天神有伶人舞、物見物之、其後於薬王寺相尋良智房、所望雲脚、取出一提以外也、其後面々帰宅、

・『看聞日記』応永三十二年三月九日条

九日 細雨下、花漸盛也、昨日文字書所課女中茶子種々茶出之、予酒海出之、雲脚勝方ニ責伏、源宰相以下六七服飲、逸興也（後略）

・「雲脚」の初見

①中国

・『茶録』（蔡襄、1049～1051頃著）

茶少湯多少即雲脚散、湯少茶多即粥面聚建人謂之雲脚粥面

→湯と茶のバランスがいいことをいう。茶の種類を指しているわけでもなく、茶の品質のことを指しているわけでもない。

②日本

・『師守記』延文元年三月十七日条

（十七日戊戌今日家）

□□□□□□□□君密、有御同道予・度支郎・了源房・三藤外記・顕道房・頼恵・國尚・國尚・國隆等、歴覽安居院花給、帰宅之次、於東田院良智房寮、被所望雲脚、有酒以外也、

→茶の種類のことを表す。即ち「雲脚茶」

日本においては、表記は「雲脚」でも意味は茶の種類を表す「雲脚茶」として使っている。実際、史料上にはほとんど「雲脚」とみえるが、意味はいずれも「雲脚茶」である。

・『師守記』にみる「雲脚」

①もてなしの喫茶（8件）

②茶会（1件）

③巡茶（2件）

④贈答（1件）

1、延文元年三月十七日条

（十七日戊戌今日家）

□□□□□□□□君密、有御同道予・度支郎・了源房・三藹外記・顯道房・頼惠・國尚・國尚・國隆等、歴覽安居院花給、帰宅之次、於東田院良智房寮、被所望雲脚、有酒以外也、

2、貞治二年閏正月十一日条（頭書）

□□至孝□□御出居、□羞雲脚、

3、貞治二年二月二日条（頭書）

今日雲脚巡専□勲□之、

4、貞治二年二月十日条

（前略）今日雲脚巡、縫殿権助勲仕之、

5、貞治二年二月二十五日条

乙丑、天晴、今朝家君密參北野社給、予同道申之、音博士師興・宗左衛門入道頼惠・和泉左衛門尉國尚・大炊允國隆等被召具之、覺一檢校并弟子行一・明一等有平家、社僧座北面着座、其後千本并勸修寺一品・日野左大弁宰相忠光卿宿所花歴覽之、於一条万里小路辺補飢之後、於三宝院天神有伶人舞、物見物之、其後於薬王寺相尋良智房、所望雲脚、取出一提以外也、其後面々帰宅、

6、貞治三年八月六日条（頭書）

（前略）今日家君被獻法皇寺長老許雲脚茶、兼日約束間、被遣取三袋被進也、（後略）

7、貞治四年五月七日条

（前略）今日良智房来、予対面、久不来之故云々、暫雜談、羞雲脚了、（後略）

8、貞治五年十一月十日条

(前略) 今日法皇寺長老空照房来臨、家君対面給、予同対面、被羞雲脚、無程被帰了、

9、貞治六年四月十七日条

(前略) 今日良智房来、先予対面、先日異國牒状持来、家君対面給、被羞雲脚、則帰了、

10、貞治六年五月十八日条

(前略) 是日妙法寺長老妙専房来入、家君対面給、予同有座、是薬王寺住持職事、内々有被申殿下之子細、忝可被仰付宣方之由、先日有御返事之間、此分達彼僧候、仍先為悦申被来^(云)□々、被羞^(雲脚)□□

11、貞治六年八月五日条

(前略) 今日良智房来、予対面、薬王寺住持職事、當住出陳状之間、近日可有御沙汰、可然之様、可有御口入右中弁宣方云々、家君対面給、被羞雲脚了、

12、貞治六年八月六日条

(前略) 今夕法皇寺長老来臨、家君対面、予同有座、有雲脚、(後略)

・『看聞日記』にみる「雲脚」

①順事 (10件)

②茶会 (5件)

③所課 (3件)

1、応永二十三年六月廿七日条

廿七日、晴、三ヶ日宿願今日結願了、修中御左右到来、時宜快然之条、諸願成就随喜無極、先日船納涼、順事三位申沙汰、泉水添涼氣、酒海催興遊者也、例人数候、栄侍者折節参候、又、於殿上有雲脚順事、

2、応永二十四年閏五月十四日条

十四日、晴、於台所雲脚茶会始之、侍臣・局女・地下男共濟々相交、順事也、是毎年儀也、(後略)

3、応永二十九年七月六日条

六日、晴、於殿上此間有雲脚茶会、長資朝臣頭也、(後略)

4、応永二十九年八月七日条

七日、晴、庭前梨又取之、諸方へ遣之、殿上雲脚会結願、每度上分献之間、今日自上遣之、人数皆参、（後略）

5、応永三十二年三月五日条

五日、雨降、有文字書、左右相分、左方予・慶寿丸・梵祐、右方重有・長資朝臣・今参也、左勝、所課茶子・雲脚也、即右方出之、雲脚責伏有其興、

6、応永三十二年三月八日条

八日、晴、昨日文字書予勝、賞翫事、源宰相・重有朝臣・長資朝臣等申沙汰、有盃酌、其の後妬、二番書之、左右相分、左予・上臈・二条・今参・梵祐、右方源宰相・重有朝臣・長資朝臣・慶寿丸也、兩度左方負、所課ハ雲脚・御酒海等也、明日之由定了、

7、応永三十二年三月九日条

九日、細雨下、花漸盛也、昨日文字書所課女中茶子種々茶出之、予酒海出之、雲脚勝方二責伏、源宰相以下六七服飲、逸興也、次有一献、此間文字合繁昌其興不少、（後略）

8、応永三十二年閏六月一日条

閏六月一日、雨降、祝着之儀如例、抑雲脚順事始之、取孔子結番、上臈今日頭也、宰相以下候、此間宝泉有茶事云々、茶子・榲等種々献之、不思寄神妙也、抑先日內裏騒動之時、室町殿御問答、吾身上事主上被仰云々、驚嘆周章無極、

9、応永三十二年七月廿八日条

廿八日、晴、去比雲脚会予未役之間、早旦懃之、有盃酌、宰相以下候、（後略）

10、永享三年四月廿一日条

廿一日、晴、室町殿上臈局御留守事諸人申云々、仍自南御方一献長櫃一合・樽二荷、進之、雲脚順事始之、男女結番也、

11、永享三年六月十四日条

十四日、晴、（中略）又雲脚順事若宮御頭也、今日結願、及酒盛、

12、永享五年六月一日条

六月一日、晴、晩夏朔、毎事幸甚々々、祝着如例、雲脚順事初之、重賢先申沙汰、源宰相以下、珠藏主・梵祐等候、取孔子、令結番、（後略）

13、永享六年六月七日条

七日、晴、祇園会結構唐人被見、棧敷一色用意云々、公方御棧敷京極如例、抑雲脚茶事於局始之、宮御方御沙汰也、取孔子、予相交、行蔵・即成等候、御所茶事先取孔子、未始内祭之儀聊有之、

14、永享六年六月八日条

八日、雨降、（中略）雲脚順事經秀初之、取一番孔子了、

15、永享六年六月九日条

九日、晴、雲脚順事、若宮御頭如例、（後略）

16、永享六年六月十二日条

十二日、雨降、（中略）局茶事今御乳申沙汰如例、御前茶事行蔵申沙汰、聊結構也、雲脚重疊満飽也、（後略）

17、永享七年六月一日条

六月一日、晴、（中略）雲脚順事始、取孔子結番、但去年未役南・源宰相已下先申沙汰有盃酌、次大茶責合、有其興、（後略）

18、永享八年六月一日条

六月一日、晴、嘉祥毎事幸甚々々、祝着之儀如例、菊第少将・永基朝臣・持経・有俊・親豊・重仲、宮中人数如例、賀々丸参、亀丸・九条宰相参、塗輪一本献之、不思寄為悦、抑西雲庵宮御方へ染帷二被進、芳志為悦也、順雲脚茶事初之、行資申沙汰、宮中人数、持経・重仲候、造酒司一夜酒献之、（後略）

・雲脚の価格

1、大日本古文書 家わけ第十七

大徳寺文書之七（二三一八 龍翔寺開山貳百年忌納下帳）

<文龜三年十月廿九日>

一貫百文 茶八斤雲脚共

2、大徳寺文書之三（一三八九 長蘆寺新添分校割帳案）

<享禄元年十一月廿九日>

雲脚之入物 黒漆 一ケ

3、大徳寺文書之四（一六四五 宗作請取物注文）

<享禄元年十一月廿九日>

雲脚 一升

4、大徳寺文書之十（二六〇七 正印禅師二百年忌納下帳）

<天文十六年二月九日>

参拾貳文 茶雲脚

5、大徳寺文書之三（一四六〇 宗英書状）

<年未詳 三月八日>

（前略）此辺ニハ古茶ハ盡、新茶ハ更不出来候間、雲脚たにも候ハす候、一袋可被下候、

本茶の価格 （張建立『茶道と茶の湯』（淡交社、2004）

①宇治茶 五〇〇文（応永二十九年）

②梅尾茶 五〇〇文（明応二年）

ふたつの記録から雲脚に関する史料を抽出し列举し、参考として雲脚・宇治茶・梅尾茶の価格について述べた。以上を踏まえて、雲脚がどのような茶であったのかについて考えたい。

これまで『下学集』の「悪茶の名なり」という記述だけ悪茶であるとみなされてきたが、記録をみると客人へのもてなしや贈答など多様な使い方をされていることがわかる。そのため、必ずしも悪茶とは言えないと考えられる。かといって、高級茶と断定できるだけの史料的根拠もない。実際どのような茶であったのか判然としないが、当時本茶とされた梅尾茶や宇治茶以外の茶、つまり非茶であり、悪茶というほど劣るものではなかったと考えられる。また、広く流布していて手に入れやすいものであったかもしれない。

また、本茶非茶の区別がなされた闘茶の開始は鎌倉最末期とされていて、雲脚の初見はそれより少々下る。梅尾茶はすでにブランド化されていたわけであり、価格を

みれば本茶の値段は雲脚よりも随分高い。しかし、茶に関する価値観はブランド茶にこだわるものではない。本茶が味などすべての面において雲脚などの非茶を上回っていたという記録はなく、もてなしや贈答に使用されていたという事実を踏まえると、雲脚もある程度質のいい茶であった可能性が考えられる。

なお、雲脚の初見について、筒井氏は『看聞日記』であると述べているが、『師守記』の延文元年三月十七日条が管見の限り最も早い例であろう。

4. 結論

当該期の喫茶は、現状の史料から以下の三種に大別できると考えられる。

- ①闘茶：本非十種、飲茶勝負、十種茶、百種茶、回茶、順事茶会（飲み分け・懸物を含む）など
- ②非闘茶：巡茶、順事茶会（飲み分け・懸物を含まない）、御茶会、茶事など
- ③もてなしの茶：羞茶など

闘茶は、本非などの茶の飲み分けを行っている場合、懸物を伴う場合とし、遊技的要素を含むことが多いといえる。一方、巡茶や順事茶会といった喫茶形態は、茶の飲み分けも懸物を伴うこともないものであり、茶会や茶事なども含まれる。そして、闘茶・非闘茶にかかわらず、ある程度の期間連続して行われるものと、一度で終わるものに分けることもできる。前者は巡茶や順事茶会、百種茶、後者はそれ以外で、もてなしの茶も含む。

また、当該期の喫茶の特色として、雲脚の使用があげられる。特定の産地や味などについて具体的に触れた史料は現状見当たらないが、本茶ではない非茶の一種であると考えられる。贈答やもてなしに使用されていることから、高級茶とまではいかないが、少なくとも悪茶ではないといえることができる。さらに、日本における初見が『師守記』であったことのほか、いくつかの使用例を明らかにできたことも成果のひとつといえよう。

本研究においては主に喫茶の方法について考察をおこなったが、当該期の喫茶の実態を知りえるには、喫茶が行われた場所や関わった人物の詳細や関係性についても明らかにする必要がある。また、順事茶会については、飲み分け、懸物をしていたとい

う記述がないものは非闘茶としたが、自明であるため記さなかった可能性も考えられる。そのため、当該期の他の史料との比較を行いさらなる検討をしていく。

そのほか、茶摘みなど茶に関わる記録の分析、闘茶に使われた茶碗に関する調査も今後の課題である。

5. 引用文献

- ・ 林屋辰三郎、永島福太郎『図説茶道大系 第三巻 茶会と点前』角川書店、1970
- ・ 滝浪貞子、吉村亨「初期茶道史料集成」（村井康彦責任編集『茶道聚錦』二茶の湯の成立）小学館、1984
- ・ 谷端昭夫『チャート茶道史』淡交社、1995
- ・ 芳賀幸四郎、西山松之助『図説茶道大系 第二巻 茶の文化史』角川書店、1970
- ・ 熊倉功夫「飲茶の拡がり」（村井康彦責任編集『茶道聚錦』二茶の湯の成立）小学館、1984
- ・ 村井康彦『茶の湯の歴史』淡交社、1973
- ・ 張建立『茶道と茶の湯 日本茶文化試論』淡交社、2004
- ・ 龜井孝『元和本 下学集』岩波書店、1944
- ・ 筒井紘一『茶の湯と仏教』淡交社、2019

6. 英文アブストラクト

A Study on the True Condition of the Tea Ceremony in the Period of the Northern and Southern Dynasties

Ayako SHIMAZAKI

(Graduate School, Musashino University)

The purpose of this study is to clarify the history of tea ceremony before Sen no Rikyu, especially the tea ceremony of the Northern and Southern Dynasties (1336-1392). I collected records about tea from historical materials of the period, organized and analyzed them. The historical material used in this study is *Moromoriki*, *Gionsyakekiroku*, *Kannmonnikki*, *Entairyaku*, *Gogumaiki*, *Kuugenitiyoukuhuuryakusyuu*.

As a result, the types of tea drinking and the evaluation of tea called *unnkyaku* were clarified. The way of drinking tea in this era can be divided into *tocha*, which involves comparing tea drinking and gambling, *non-tocha*, which does not involve comparing tea drinking and gambling, and hospitality tea. In addition, although it has been said that *unnkyaku* is a bad tea from the records of *kagakusyuu*, it was found that it cannot be said to be bad tea because it was often used as a gift. Furthermore, it is thought that the first sighting of *unnkyaku* is *Moromoriki*.